

2019年8月吉日

協力会社 御中

不二熱学工業株式会社

消費税引き上げに関する注文書と請求書の取り扱いについて

拝啓

貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また平素は格別なご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、2019年10月1日の消費税引き上げに関する弊社の注文書と請求書の取り扱いを下記の通りご連絡申し上げます。お取り計らいのほどお願い申し上げます。

敬具

記

1. 注文書について

注文日が2019年4月1日以降で完成予定日が2019年10月1日以降の外注工事について、消費税8%で注文書発行している分は消費税10%での再発行は行いませんが、消費税10%では、お支払いしますので、次の通り請求を行ってください。

2. 消費税率10%の請求について

注文日が、2019年4月1日以降で完成日が2019年10月1日以降の外注工事

・2019年9月分までの請求書は、消費税8%で発行してください。

・2019年10月分以降の請求書は、消費税10%で発行してください。

・2019年10月に9月分までの請求に対する消費税差額2%の請求書を発行してください。

・10月分請求に9月分と10月分がある場合は、「9月分（消費税8%）」と「10月分（消費税10%）」を別々に作成してください。

以上